

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年6月1日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 4件 |

厚生年金保険関係	4件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700363号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和24年7月にA社に入社以来、B出張所、本社、C出張所、D出張所等に退社することなく平成4年3月末まで勤務しておりましたが、昭和28年8月の厚生年金保険の記録が抜けていることに気付きました。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間の記録の訂正をお願いします。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した請求者の人事記録により、請求者は請求期間において、A社B出張所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年9月1日と記録されており、請求期間において、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当した旨の届出を社会保険出張所(当時)に行った形跡が確認できない。

また、請求期間当時の厚生年金保険法第16条には、同法に定められた業種で、常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される者を厚生年金保険の被保険者とする旨規定されているところ、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和28年9月1日時点の被保険者数は、請求者を含め5人であるが、当該5人のうち、請求者と同様にA社が保管している人事記録等から、請求期間において、A社B出張所に勤務していたことが確認できる者は2人であること、A社は請求期間におけるA社B出張所の従業員数は不明と回答していることなどから、請求期間において、A社B出張所が常時5人以上の従業員を使用していたことを確認又は推認することができない。

このほか、請求期間において、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700390 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800010 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 5 年 4 月 1 日に A 社に入社した。3 か月間は試用期間だと聞いていたが、正社員なので請求期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社 (A 社の合併先事業所) の回答により、請求者は請求期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求期間当時、A 社が加入していた C 厚生年金基金 (現在は D 企業年金基金) の厚生年金基金加入員資格取得届によると、請求者に係る資格取得年月日は、平成 5 年 7 月 1 日として同社により届け出られていることが確認でき、当該資格取得年月日は、請求者の年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日及びオンライン記録による請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日 (平成 5 年 7 月 1 日) と一致する。

また、オンライン記録によると、請求者が新卒で同時期に入社したとして氏名を挙げた 3 人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも請求者と同日の平成 5 年 7 月 1 日と記録されており、前述の厚生年金基金加入員資格取得届により確認できる当該 3 人の資格取得年月日 (平成 5 年 7 月 1 日) と一致していることから、A 社では請求期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保管しておらず、B 社も請求期間当時の賃金台帳等を保管していないため、請求期間において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700391 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800011 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 6 年 8 月 26 日まで

私は、夫と同じ職場である A 社において、正社員として働いていた。夫が社会保険に加入していたので、私も社会保険に加入していたはずである。

請求期間当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうか記憶していないが、試用期間 3 か月後に会社から正社員として認められ、社会保険に加入した。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、勤務期間は不明であるが、請求者が正社員として同社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、A 社は、請求期間当時、厚生年金保険には正社員であっても希望者のみを加入させていた旨回答していることから、同社では請求期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、請求者は、夫と同日に A 社を退職した旨主張しているところ、請求者の主張どおり、同社が請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を行っていた場合、同社が提出した平成 6 年 9 月 19 日社会保険事務所 (当時) 受付の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び平成 6 年の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に請求者の氏名が記載されているはずであるが、前述の各通知書には、請求者の夫の氏名は確認できるものの、請求者の氏名はない。

さらに、A 社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、A 社に係るオンライン記録によると、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、請求期間における健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700392 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 5 年 4 月 1 日に A 社に入社した。3 か月間は試用期間だと聞いていたかもしれないが、厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社 (A 社の合併先事業所) の回答により、請求者は請求期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求期間当時、A 社が加入していた C 厚生年金基金 (現在は D 企業年金基金) の厚生年金基金加入員資格取得届によると、請求者に係る資格取得年月日は、平成 5 年 7 月 1 日として同社により届け出られていることが確認でき、当該資格取得年月日は、請求者の年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日及びオンライン記録による請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日 (平成 5 年 7 月 1 日) と一致する。

また、オンライン記録によると、請求者が新卒で同時期に入社したとして姓を挙げた 3 人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも請求者と同日の平成 5 年 7 月 1 日と記録されており、前述の厚生年金基金加入員資格取得届により確認できる当該 3 人の資格取得年月日 (平成 5 年 7 月 1 日) と一致していることから、A 社では請求期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保管しておらず、B 社も請求期間当時の賃金台帳等を保管していないため、請求期間において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。